

ID: 213

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	占用料等の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立公園条例 第11条ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第133号		
【根拠条文】 (占用料等の不還付) 第11条 第9条の規定により既に納入された占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。 (1) 占用者等の責めに帰さない理由により占用等又は有料施設の利用をすることができなくなったとき。 (2) 占用者等(有料施設を利用する者を除く。)が占用等を開始する日の7日前までに占用等をしていない旨の申出をしたとき。 (3) 管理施設の利用の許可を受けた者が管理施設の利用の日の7日前までの日(管理施設の利用の許可があった日から管理施設の利用の日までの期間が8日未満のものにあつては4日前までの日)までに管理施設の利用の中止又は利用の内容の変更の申出をしたとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市立公園条例施行規則第8条の規定による。 (占用料等の還付) 第8条 条例第11条第1号に規定する占用料等(有料駐車場の使用料を除く。以下同じ。)の還付は、市立公園の占用等ができなくなった期間に応じて行う。この場合において、占用料等の単位が月を単位として定められている場合は、市立公園の占用等ができなくなった日の属する月以後の分を還付するものとし、日又は時間を単位として定められている場合は、占用等ができなくなった時点以後の日又は時間について還付する。 2 管理施設の使用料の還付の方法については、別に定めるところによる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日